

伊賀市国民保護計画（令和元年度修正）の公表について

武力攻撃事態等における公民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する、同条第6項の規定に基づき、伊賀市国民保護計画を変更したので、次のとおり公表します。

【変更の理由】

伊賀市では、機構改革に伴う各部局の名称等の修正、伊賀市災害対策本部設置運営要綱との整合性を図り、現状に合った内容に修正、気象状況、人口統計数値の時点修正、市役所庁舎移転に伴い各種文言の修正のため、現行の「伊賀市国民保護計画」の修正を行いました。

【変更の要旨】

- 1 伊賀市の機構改革に伴い、組織名等の変更
 - ・市の各部の名称変更
 - ・市の各部における平素の業務を、現状に合った内容に変更
 - ・伊賀市危機対策本部各部の所掌事務について、伊賀市災害対策本部設置運営要綱と整合性を図り、現状に合った内容に変更
- 2 時点修正等
 - ・伊賀市気象状況、人口等統計数値の時点修正
- 3 市役所庁舎移転に伴う、各種文言の変更